

伊東市観光客動態分析業務委託仕様書

1 委託業務名

伊東市観光客動態分析業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業目的

客観性・信頼性に優れたデータの活用により、本市を訪れる国内観光客の実態を調査、分析し、一層の誘客に繋げるための施策立案の基礎資料とする事を目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 実施計画

本業務の契約後、速やかに以下の事項を記載した実施計画を作成し提出すること。（様式自由）

- ・ 調査及び分析の具体的な実施内容
- ・ 実施体制
- ・ 実施スケジュール

(2) 調査

ア 調査項目

本市を訪れる国内観光客等を対象とし、下記のとおりデータ収集を行う。

イ 調査内容

- (ア) 伊東市全域の月ごとの観光客数の総数と、総数の内訳を調査項目ごとに分けて収集する。

調査項目：性別、年代、日帰り客、宿泊客、居住地（都道府県別）等

- (イ) 伊東市が指定する観光スポットにおける月ごとの観光客数の総数と、総数の内訳を調査項目ごとに分けて収集する。

調査項目：性別、年代、居住地（都道府県別）等

観光スポット名	調査期間
伊東駅周辺	1月～12月
伊東オレンジビーチ	1月～12月
小室山公園	1月～12月
一碧湖	1月～12月
城ヶ崎海岸	1月～12月

- (ウ) 伊東市が指定する観光イベントにおける入込客数の総数（伊東市民を含む）と、総数の内訳を調査項目ごとに分けて収集する。ただし、居住地については、都道府県・市区町村単位で収集する。

調査項目：性別、年代、居住地（都道府県・市町村別）等

イベント名	開催日（調査日）	開催場所（調査場所）
伊東温泉夢花火 【日ごとに収集】	7月26日、8月2日、 8月16日、8月22日、 8月23日 (イベント開催時間) 20:30~21:00	なぎさ公園・伊東オレンジ ビーチ
按針祭海の花火大会 【日ごとに収集】	8月10日 (イベント開催時間) 20:00~21:00	伊東海岸一帯（新井堤防～ 伊東マリンタウン）
つつじ観賞会 【週ごとに収集】	① 4月12日～4月18日 ② 4月19日～4月25日 ③ 4月26日～5月2日 ④ 5月3日～5月9日 (イベント開催時間) 9:00～17:00	小室山公園
さくら観賞会 【月ごとに収集】	3月・4月 (イベント開催時間) 8:00～21:00	さくらの里

ウ 調査対象期間

令和7年1月から令和7年12月までの1年間

エ 調査方法

携帯電話のローミングデータ、携帯電話のGPS情報、クレジットカード等消費決済データ等を活用した調査を想定する。

オ その他

本仕様の調査項目の他、より効果的に本事業目的に合致するデータが収集できる場合は提案すること。

使用するデータで対象エリア、調査項目等の一部が対応できない場合は、提案時に対応できない項目について明記し、代替案を提示すること。

(3) 集計・分析報告書の作成

ア 四半期報告書の作成

集計・分析結果をとりまとめた報告書：紙冊子 フルカラー 10部

第1期：1月から3月まで（提出期限 令和7年12月26日）

第2期：4月から6月まで（提出期限 令和8年1月30日）

第3期：7月から9月まで（提出期限 令和8年2月27日）

第4期：10月から12月まで（提出期限 令和8年3月31日）

観光イベントについては、イベント実施月が属する期に合わせて提出する。

イ 完了報告書の作成

(ア) 集計・分析結果をとりまとめた報告書：紙冊子 フルカラー 20部

(イ) 上記（ア）の電子データ

データの形式はMicrosoft Excel、Microsoft PowerPoint、Microsoft Wordのいずれかとし、DVD又はCD-Rに保存し、提出すること。

ウ 上記イについては、収集したデータの分析結果を踏まえ、今後の観光施策立案に寄与する提案を行うこと。

エ その他、本業務の実施目的において効果的な調査項目があれば、企画提案書に記載すること。ただし、追加提案は必須ではない。

オ 実施業務については定期的な報告を行うこと。また、それ以外でも随時メール、電話等でやりとりを行い対応すること。

カ 完了報告書の概要（観光客の総数、属性ごとの割合等）を市内観光事業者等に公表する予定のため、公表できない内容や留意すべき事項がある場合は提案資料に記載すること。

5 その他

- (1) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法等により適切に管理すること。
- (4) この仕様書に定めのない事象が生じた場合は、双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (5) 上記(4)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。